

「職業情報提供サイト(日本版 O-NET)(仮称)」に係る設計開発等業務一式  
調達仕様書(案)

平成30年10月

厚生労働省職業安定局  
総務課首席職業指導官室

## 目次

<b>1 調達案件の概要に関する事項</b>	1
(1) 調達件名	1
(2) 調達の背景	1
(3) 目的及び期待する効果	2
(4) 調達の基本的方針	3
(5) 用語の定義	4
(6) 業務・情報システムの概要	4
(7) 契約期間	4
(8) 作業スケジュール	5
(9) 担当課室・連絡先	5
<b>2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項</b>	6
(1) 関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期	6
(2) 調達案件間の入札制限	7
<b>3 作業の実施内容に関する事項</b>	8
(1) 作業の内容	8
(2) 成果物の範囲、納品期日等	13
<b>4 満たすべき要件に関する事項</b>	14
<b>5 作業の実施体制・方法に関する事項</b>	14
(1) 作業実施体制	14
(2) 管理体制	14
(3) 関係者・関連事業者との役割分担	15
(4) 作業要員に求める資格等の要件	17
(5) 作業場所	18
(6) 作業の管理に関する要領	19
<b>6 作業の実施に当たっての遵守事項</b>	19
(1) 機密保持、資料の取扱い	19
(2) 遵守する法令等	19
(3) 情報セキュリティ管理	20
<b>7 成果物の取扱いに関する事項</b>	20
(1) 知的財産権の帰属	20
(2) 瑕疵担保責任	21
(3) 検収	22
<b>8 入札参加資格に関する事項</b>	22
(1) 入札参加要件	22
(2) 履行可能性審査に関する要件	23

(3)	入札制限.....	23
<b>9</b>	<b>再委託に関する事項</b> .....	<b>23</b>
(1)	再委託の制限及び再委託を認める場合の条件.....	23
(2)	承認手続.....	24
<b>10</b>	<b>その他特記事項</b> .....	<b>24</b>
(1)	前提条件及び制約条件.....	24
(2)	環境への配慮.....	24
(3)	その他.....	24
<b>11</b>	<b>附属文書</b> .....	<b>25</b>
(1)	要件定義書.....	25
(2)	参考資料.....	25
(3)	事業者が閲覧できる資料一覧表.....	25
(4)	閲覧要領.....	25
(5)	契約締結後に開示する資料.....	25

別紙1 用語集

別紙2 職業情報提供サイト（日本版 O-NET）（仮称）の概要

別紙3 スケジュール

別紙4 成果物一覧

別紙5 要件定義書

別紙6 作業分担表

別紙7 閲覧資料一覧

※ 本調達仕様書、別紙等の資料に記載された会社名、製品名等は各社の商標又は登録商標である場合がある。

## 1 調達案件の概要に関する事項

### (1) 調達件名

「職業情報提供サイト（日本版 O-NET）（仮称）」に係る設計開発等業務一式（以下「本調達」という。）

### (2) 調達の背景

人口減少下で安定的な経済成長を実現していくためには、一人ひとりが持つ能力を最大限に活かし、国全体の労働生産性の向上を図ることが重要である。「平成 28 年版労働経済の分析（厚生労働省）」によると、労働移動が盛んな国ほど生産性が高いとされており、生産性向上のためには、単線型の日本のキャリアパスを変え、転職・再就職など多様な採用機会の拡大を図っていくことが重要である。

そのためには、転職希望者等がこれまで経験した職業に関するスキルや能力等を活かした就職活動や企業の採用活動が行えるよう、職業に求められるタスク（具体的な作業）や必要な職業スキル等の細分化を含めた「職業情報の見える化」を進め、広く求人者・求職者等に提供していくことが重要だと考えられる。

「職業情報の見える化」を促進するためには、専門機関による詳細な調査・分析を経て情報収集を行うとともに、職務を遂行するために必要な知識・経験・スキルを広く労働市場に通用する客観的・定量的な基準によって明確化・提示することが重要であるが、既存の民間サイトでは十分ではない。また、「見える化」された職業情報が有効に活用されるためには、ユーザがいつでも手軽に情報を入手できるようサイトによる無料提供が効果的であることを鑑みると、まずは国が率先して取組を進めることが必要である。

このため、職業情報提供サイト（日本版 O-NET（※1）（仮称）（以下「サイト」という。））を構築し、求職者等が自らの能力・適性に応じた職業選択、求人者の円滑な採用活動並びにハローワーク等の支援機関における若年者に対するキャリア形成支援及び高齢者や障害者等を含む求職者等に対する職業相談・職業紹介等を促進し、効果的なマッチングを図ることとしている。

本調達では、平成 29 年度に実施した「職業情報提供サイト官民研究会」における議論及び平成 30 年度に実施している「職業情報提供サイト（日本版 O-NET）（仮称）構築に向けた調査・分析等業務一式」（以下「平成 30 年度調査・分析事業」という。）の結果等を踏まえ、サイトの設計・開発等を行うものとする。

なお、職業情報提供サイト（日本版 O-NET）の創設については、転職・再就職に資するものとして、「未来投資戦略 2018-「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革-」（※2）や「働き方改革実行計画」（※3）においても言及がなされているところである。

(※1) 米国労働省が2003年から運営する職業情報サイト(O\*NET)。米国職業分類に含まれる全体で約900職種について、具体的な能力、必要な知識、向いている興味や価値観等を共通尺度上で数値化したデータを提供しているウェブサイト。米国の労働市場において、求職者や求人者等に対して、スキル等の共通言語を提供する役割を果たす。「日本版O\*NET」の名称はこのO\*NETを基とした。

(※2) 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)(本文)

## 第2 具体的施策

### Ⅱ. 経済構造革新への基盤づくり

#### [1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

##### 2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

##### iii) 主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

#### ① 日本版O\*NETの創設等による労働市場の「見える化」

・職業情報提供サイト「日本版O\*NET」について、平成32年からの稼働に向けて、AI・データ分野の専門家から知見を得つつ、民間人材ビジネス、企業等とのデータ連携やAI・ビッグデータの活用も視野に入れ、データの収集・分析や更新、ユーザーインターフェース、「職場情報総合サイト」等との連携など、具体的な設計・開発の検討を進める。

(※3) 働き方改革実行計画(平成29年3月28日、働き方改革実現会議決定)

#### 9. 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援

##### (2) 転職・再就職の拡大に向けた職業能力・職場情報の見える化

AI等の成長分野も含めた様々な仕事の内容、求められる知識・能力・技術、平均年収といった職業情報のあり方について、関係省庁や民間が連携して調査・検討を行い、資格情報等も含めて総合的に提供するサイト(日本版O\*NET)を創設する。

### (3) 目的及び期待する効果

上記(2)の政策的課題に対応するため、本業務では、仕事内容、平均収入等の職業に関する情報や求められる知識・スキル等に係る定量的データを検索・参照できる本サイトを開設することにより、転職・再就職の拡大に向けた職業情報の見える化を図ることを目的とする。

これにより、キャリアコンサルタント等による職業相談や学生、労働者等の職業選択、企業の担当者が採用等の人事管理等を行うために有用な情報が提供されるサイト構築を図ることが可能となり、求人・求職の効果的なマッチングを促進することが期待される。また、人材サービス産業等によって、本サイトが提供する情報を基礎として、その加工・活用が行われるようになり、社会全体におけるマッチングの促進にも資することが期待される。

さらに、職業情報の見える化やマッチングの促進に真に成果を得る観点からは、単に職業情報を閲覧できる WEB サイトを構築すれば良いというものではなく、様々な属性を有する利用者の、常に変化し続けるニーズや、社会・産業構造の変化を的確に把握し、サイト自体を含む情報提供のあり方そのものを常に改善していく仕組み（PDCA）をあらかじめ構築しておくことが肝要である。

そのため、本業務においては、下記（４）の基本的方針及び「職業情報提供サイト（日本版 0-NET）（仮称）に係る調達支援業務及び工程管理支援業務一式」（表 2-1 の No10）において検討される中長期的なサイト運営のあり方等も踏まえ、政策的課題への対応として常に最適化を図っていくことも目的とする。これにより、本サイトが中長期的に利用され続けるものとなることが期待される。

#### （４） 調達の基本的方針

ア 上記（１）～（３）を踏まえ、本調達の基本的な方針は以下のとおりとする。

本業務では、次の各点に留意したものとすること。

- (ア) 新たに構築するサイトは、平成 29 年度に立ち上がった職業情報提供サイト官民研究会における検討結果を踏まえて作成される研究会報告書「仕事の見える化に向けて-職業情報提供サイト（日本版 0-NET）」の基本構想に関する研究-」（<http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2018/203.html>）において提言された「職業情報提供サイト（日本版 0-NET）の基本構想」をベースにするとともに、平成 30 年度調査・分析事業によって得られた利用者のニーズ等を踏まえたものとすること。
- (イ) 独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）が提供する職業情報データベースを本サイトの基本的なインプットデータとして取り込み、民間事業者が提供する情報も考慮した上で、キャリアコンサルタント等の専門家、求職者、企業人事担当者等にとって、情報の質と量、検索性、機能性に優れたコンテンツを提供するサイトとすること。
- (ウ) 「職業情報提供サイト（日本版 0-NET）（仮称）に係る写真動画制作・ユーザビリティ調査等業務一式」（表 2-1 No11）において調達した写真等をコンテンツとして取り込み、視覚情報を提供すること。
- (エ) 新たに構築するサイトは、民間の就職情報サイトでは難しい、公平・中立・客観的で精度の高い情報の提供元となるとともに、民間サイトでは提供していない職業スキルレベル等の定量データを提供すること。
- (オ) 設計・開発工程において、本サイトのモックアップを作成し、利用者の意見等を活かした設計・開発を行うこと。そのため、最低 1 回以上の反復を前提とすること。なお、利用者の意見等の収集・分析業務は「職業情報提供サイト（日本版 0-NET）（仮称）に係る写真動画制作・ユーザビリティ調査等業務一式」（表 2-1 の

No11) において別途調達・実施予定である。

イ 本サイトは利用されてこそ存在意義があることから、本業務では、真に利用され続けるサイトとなることを目指し、平成 30 年度調査・分析事業の結果等を踏まえた目標設定を行うとともに、本サイトの稼働当初からある程度の目に見える効果（本サイトの閲覧状況に係る各種指標）が得られるものとする。

(5) 用語の定義

別紙 1 「用語集」のとおりとする。

(6) 業務・情報システムの概要

学生、労働者等による自らの能力・適性に応じた適切な職業選択、企業による採用等の企業内マネジメント、ハローワーク等の需給調整機関等において、就職支援や採用支援を実施しているキャリアコンサルタント等の専門家による支援を行うに当たっての情報基盤として活用されるような職業情報を、本サイトを通じて広く情報提供する。サイトには 500 職種程度の具体的な仕事内容、タスク、必要なスキル、知識、労働条件等の特徴等を整理し、提供することを想定している。

サイトの全体像については、別紙 2 「職業情報提供サイト（日本版 O-NET）（仮称）の概要」を参照すること。

本サイトに掲載する職業情報は、時代のニーズ等に合わせた内容を提供する必要があることから、サイト構築後も情報の更新を行い、最新の情報が反映されるようにする。

なお、本サイトの情報は、本サイト内で完結させることを前提とするのではなく、当省が運営するサイトに加えて、当省以外の企業や団体が提供する他サイトとの関係も含め、様々な形で本サイトの情報が活用されることを目指す。具体的には、職場情報総合サイトやハローワークインターネットサービス、ジョブ・カード制度総合サイト等の各サイトとの関係のほか、本サイトのデータベースの公開や API 関係により、民間の就職支援サイトや民間企業内の人事労務システム等に必要なデータを提供することや、本サイトの情報を基盤とした民間サービスの立ち上げにつなげること等を想定している。

また、アクセス数の増等に柔軟に対応できるようにするため、本サイトは、クラウドサービスの利用を前提とする。

(7) 契約期間

平成 31 年（2019 年）5 月 1 日（予定）から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までとする。

なお、本システムでは、本調達における契約期間終了後も、クラウドサービスの契

約期間終了前に契約の延長又は他のクラウドサービスプロカーへの引継等を実施することにより、本システムの運用等を行うクラウドをそのまま継続利用することを想定している。

(8) 作業スケジュール

- ・ 本業務は、平成 31 年（2019 年）5 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日を予定している。
- ・ 平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までに本サイトの稼働（一般国民向けの公開）を開始すること。
- ・ その他、本調達、関連調達案件等のスケジュールは、別紙 3「スケジュール」のとおりとする。なお、このスケジュールは調達時点の想定であり、今後変動する可能性がある。
- ・ 本サイト稼働開始までの詳細スケジュールは、受託者により適宜提案すること。

(9) 担当課室・連絡先

本調達仕様書に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

〒100 - 8916

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

厚生労働省職業安定局総務課

首席職業指導官室 中央職業指導官 古田

職業紹介第 3 係 吉田

TEL 03-5253-1111（内線：5670・5690）



## 2 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

### (1) 関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

本調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期は表 2-1 「関連調達案件一覧」のとおりである。なお、提案内容によっては関連する調達案件が増える可能性があるため、留意すること。

表 2-1 関連調達案件一覧

No	調達案件名	調達の方式	実施時期	補足
1	「職業情報提供サイト(日本版 0-NET)(仮称)」に係る設計開発等業務一式(本調達)	一般競争入札(総合評価落札方式)	入札公告(官報公示):平成 31 年(2019 年)1 月予定 落札者決定:平成 31 年(2019 年)4 月予定	
2	「職場情報総合サイト」に係る運用・保守等業務一式	一般競争入札(総合評価落札方式)	入札公告(官報公示):平成 30 年 12 月予定 落札者決定:平成 31 年(2019 年)3 月予定 契約期間:平成 32 年(2020 年)3 月 31 日まで(予定)	
3	ハローワークシステムの刷新に係る全体アーキテクチャ設計及び共通基盤サブシステム等の設計・開発等業務	一般競争入札(総合評価落札方式)	契約日:平成 29 年 3 月 31 日 契約期間:平成 29 年 3 月 31 日から平成 32 年(2020 年)3 月 31 日まで	
4	ハローワークシステムの刷新に係るハローワークインターネットサービスサブシステム及び職業紹介サブシステム等の設計・開発等業務	一般競争入札(総合評価落札方式)	契約日:平成 29 年 12 月 28 日 契約期間:平成 29 年 12 月 28 日から平成 32 年(2020 年)3 月 31 日まで	
5	ハローワークシステム統合運用監視業務	一般競争入札(総合価格落札方式)	入札公告(官報公示):平成 31 年(2019 年)4 月予定 落札者決定:平成 31 年(2019 年)7 月	
6	ハローワークシステ	一般競争入札(総合評	入札公告(官報公示):平成 31	

	ムソフトウェア保守業務	価落札方式)	年(2019年)4月予定 落札者決定:平成31年(2019年)7月予定	
7	平成31年度職業情報データベースの作成に係る調査業務	一般競争入札(最低価格落札方式)(予定)	入札公告:平成31年(2019年)3月予定 落札者決定:平成31年(2019年)4月予定	(独)労働政策研究・研修機構にて調達予定
8	平成31年度職業情報データベースの作成に係るWEB調査	一般競争入札(最低価格落札方式)(予定)	入札公告:平成31年(2019年)9月予定 落札者決定:平成31年(2019年)10月予定	(独)労働政策研究・研修機構にて調達予定
9	平成31年度ジョブ・カード制度の活用を促進するための周知広報用ポータルサイト等の運用に係る業務	一般競争入札(総合評価落札方式)(予定)	入札公告(官報公示):平成31年(2019年)1月予定 落札者決定:平成31年(2019年)3月予定	
10	「職業情報提供サイト(日本版O-NET)(仮称)」に係る工程管理支援業務及び調達支援業務一式	一般競争入札(総合評価落札方式)	入札公告(官報公示):平成31年(2019年)1月予定 落札者決定:平成31年(2019年)3月予定	
11	「職業情報提供サイト(日本版O-NET)(仮称)」に係る写真動画制作・ユーザビリティ調査等業務一式	一般競争入札(総合評価落札方式)	入札公告:平成31年1月予定 落札者決定:平成31年(2019年)3月予定	
12	「職業情報提供サイト(日本版O-NET)(仮称)」に係る運用・保守等業務一式	一般競争入札(総合評価落札方式)	入札公告(官報公示):平成31年(2019年)12月予定 落札者決定:平成32年(2020年)2月予定	平成32年度(2020年度)予算要求予定

(2) 調達案件間の入札制限

相互牽制の観点から、本調達及び表2-1「関連調達案件一覧」に示した調達のうちNo10「職業情報提供サイト(日本版O-NET)(仮称)」に係る工程管理支援業務及

び調達支援業務一式」、及び No11 「職業情報提供サイト（日本版 O-NET）（仮称）」に係る写真動画制作・ユーザビリティ調査等業務一式」を相互に入札制限の対象とする。

なお、厚生労働省が本サイトに係る監査について専門の事業者に請け負わせる場合は、監査の独立性及び客観性の確保の観点から、その調達について本調達とは相互に入札制限の対象とする。

### 3 作業の実施内容に関する事項

#### (1) 作業の内容

受託者は、本調達仕様書に記載された作業内容や各要件を参照の上、以下に関し必要な作業を実施すること。また、本サイト稼働開始までの詳細スケジュールについては、受託者より適宜提案すること。

#### ア プロジェクト管理に係る作業の内容

##### (ア) プロジェクト管理の実施

プロジェクト管理実施においては、5(6)の要領に基づき、進捗管理、品質管理、課題管理、変更管理、リスク管理、文書管理、情報セキュリティ管理、コミュニケーション管理、障害管理、構成管理並びに体制管理を実施すること。また、進捗状況報告書及び各種管理表等を作成し、定例での会議体を通じて厚生労働省に進捗報告を行うこと。

受託者は、品質報告、工程完了・移行判定等の会議体を通じて厚生労働省に報告を行うこと。会議体については設計・開発実施計画書に記載の上、厚生労働省の承認を得ること。

#### イ 設計・開発に係る作業の内容

##### (ア) 設計・開発実施計画の作成

- ・ 本サイトは、JILPT が提供する職業情報データベースを本サイトの基本的なインプットデータとして取り込むことを想定している。また、当該職業情報データベースを踏まえ、写真動画制作・ユーザビリティ調査等事業者が制作した写真及び動画を取りこむことを想定しており、これらの提供スケジュールに留意すること。加えて、キャリアコンサルタント、求職者、民間企業内の人事労務担当者等の利用者にとって、情報の質と量、検索性、機能性に優れたコンテンツを提供するサイトとすること。
- ・ 本サイトで使用する URL 及び愛称については「職業情報提供サイト（日本版 O-NET）（仮称）」に係る写真動画制作・ユーザビリティ調査等業務（表 2-1 No11）において決定することとしているので、これらの提供スケジュールに留意すること。
- ・ 本サイトの対象者は、キャリアコンサルタント等の専門家、需給調整機関の担当者、企業の人事管理担当者のみならず、求職者（高齢者、障害者を含む）、学

生等を対象とした利用を想定している。利用目的としては、就職・転職・進路指導や企業の人事労務管理・マネジメントの際の情報ツールとして活用することを想定している。加えて、本サイトが提供する情報を基盤として、人材サービス産業等によってこれらが加工・活用されることを想定していることを踏まえ、受託者は、「設計・開発実施計画書（サイト本体部分）」の案を作成し、厚生労働省の承認を得ること。

- ・ 本サイトの設計・開発に関しては、設計・開発工程において本サイトのモックアップを作成し、利用者の意見等を設計に反映させていく必要があることから、最低1回以上の反復を前提とすること。また、本サイト開設後も利用者のニーズに柔軟に対応していく必要があること、将来関係するサイトが増える可能性があること等を踏まえ、サイト本体部分及び後述するデータ関係部分について、柔軟な設計・開発を可能とする計画とすること（従来のウォーターフォール型の設計・開発手法に限定せず、スパイラル型／アジャイル型の設計・開発手法の採用を前提とする。）。
- ・ 職場情報総合サイト、ハローワークインターネットサービス及びジョブ・カード制度総合サイト等の厚生労働省が運営するサイトとの関係のほか、本サイトのデータベースを公開し、民間の就職支援サイトや民間企業内の人事労務システム等に提供することや、本サイトの情報を基盤とした民間サービスの立ち上げにつなげることを想定している。受託者は、あらかじめ関係先とすることが想定される既存のWEBサイト等とのデータ関係の手法に関し、厚生労働省の指示に基づき、既存のWEBサイトの改修事業者等又は運用・保守事業者等と調整の上、「設計・開発実施計画書（データ関係部分）」の案を作成し、厚生労働省の承認を得ること。

#### (イ) 設計

- ・ 受託者は、要件定義書の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計及び詳細設計を行い、成果物について厚生労働省の承認を得ること。
- ・ 受託者は、WEBサイトの本番環境での稼働開始に至るまでの方法、環境、ツール、段取り等を記載したサイト設計方針書を作成し、厚生労働省の承認を得ること。（アルファ版、ベータ版等の事前リリースを行う場合には、その旨を含めること。）
- ・ 受託者は、情報システムの移行の方法、環境、ツール、段取り、移行判定基準等を記載した移行実施計画書、移行実施要領及び移行手順書を作成し、厚生労働省の承認を受けること。（なお、ここでいう「移行」とは、本サイトに係る初期データの本番環境への投入等を指し、既存のシステムにおけるデータや環境等の移行を意味するものではない（以後同様）。また、アルファ版、ベータ版等の事前リリースを行う場合には、過去のリリースに係る部分を含む。）

- ・ 受託者は、運用設計及び保守設計を行い、本サイトを継続的に運営していく上で計画的に発生する作業内容、その想定される時期、定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用設計書、運用手順書、運用関連ドキュメント及び保守関連ドキュメントの案を作成し、厚生労働省の承認を得ること。
- ・ 運用設計及び保守設計に当たっては、PDCA サイクルの仕組み等に沿って、本サイトの継続的な改善が適切に実施される内容となることに留意すること。特に、本サイトではクラウドサービスを利用することを踏まえ、運用の中には、リソースの使用状況に応じてサーバのスペック等を調整し、リソースの効率的な使用を通じてコスト削減を継続的に図っていく取組を含めること。

#### (ウ) 開発・テスト

- ・ 受託者は、開発に当たり、アプリケーションプログラムの開発又は保守を効率的に実施するため、プログラミング等のルールを定めた標準（標準コーディング規約、セキュアコーディング規約等）を定め、厚生労働省の確認を得ること。
- ・ 受託者は、開発に当たり、情報セキュリティ確保のためのルール遵守や成果物の確認方法（例えば、標準コーディング規約遵守の確認、ソースコードの検査、現場での抜き打ち調査等についての実施主体、手順、方法等）を定め、厚生労働省の確認を受けること。
- ・ 受託者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載したテスト実施計画書及びテスト実施手順書を作成し、各テスト実施前に厚生労働省の承認を得ること。また実施するテストには、インターネットからのセキュリティ監査（アタックテスト等）を含めること。
- ・ 受託者は、利用者の意見等をできる限り活かすため、本サイトのモックアップを作成すること。なお、ユーザテストの実施は写真動画制作・ユーザビリティ調査等事業者にて実施することを想定しているため、モックアップの作成・引き渡し方法等について、厚生労働省の指示に基づき、写真動画制作・ユーザビリティ調査等事業者と必要な調整を行うこと。
- ・ 受託者は、設計工程の成果物及びテスト実施計画書に基づき、アプリケーションプログラムの開発、テストを行うこと。
- ・ 受託者は、テスト実施計画書に基づき、各テストの実施状況及び結果を結果をテスト結果報告書に取りまとめた上で、厚生労働省に報告すること。
- ・ サーバ証明書は、原則として厚生労働省が配布する証明書を導入すること。なお、他の認証機関から取得できる証明書を導入することも可とするが、その場合には、当該認証機関が適切に外部監査を受けているものであることを確認し、当該監査結果を厚生労働省に提出すること。

(エ) 受入テスト支援

- ・ 受託者は、厚生労働省が受入テストを実施するに当たり、テスト実施計画書の作成及び環境整備、運用等の支援を行うこと。
- ・ 受託者は、厚生労働省の指示に基づき、作業部会のメンバー等のPJMO 以外の情報システム利用者のテスト実施も含めて、テスト実施計画書の作成やテスト実施手順書の作成、テストデータの作成、テストシナリオの作成、テスト結果の証跡の収集、整理、その他情報提供等の支援を行うこと。

(オ) 情報システムの移行

- ・ 受託者は、移行実施計画書に基づく移行作業を行うこと。
- ・ 受託者は、データ移行に当たり、新規情報システムのデータ構造を明示し、保有・管理するデータの変換、移行要領の策定、例外データ等の処理方法等に関する手順書を作成し、厚生労働省の承認を得ること。
- ・ 受託者は、上記手順書に従い、データを変換・移行した後は、移行後のデータだけでなく、例外データ等についても確認を行い、データの信頼性の確保を図ること。
- ・ 受託者は、移行作業の結果を移行結果報告書にとりまとめた上で、厚生労働省に報告すること。

(カ) 引継

- ・ 受託者は、設計・開発の設計書、作業経緯、及び厚生労働省の承認のもと本システムの運用・保守業務として解決すべきとした残存課題等を記載した運用引継計画書及び保守引継計画書を作成し、運用・保守事業者等に対して確実な引継を行うこと。
- ・ 受託者は、運用・保守事業者に対し、本システムが稼働するクラウドサービスを原則としてそのまま引き継ぎ、システムの継続的な稼働を保証すること。そのため、引継に際しては、必要に応じて運用・保守事業者及びクラウドサービスプロバイダとの間で書面による契約等を行い、しかるべく管理者権限の引き渡し等クラウドの引継を行うこと。なお、利用するクラウドサービスによっては、クラウドサービスプロバイダとの契約についても、あらかじめ、第三者にクラウドを引き継ぐことが可能な形としておく必要がある場合が存在する。そのため、利用するクラウドサービスを選定する際には、事前にクラウドサービスプロバイダに第三者へのクラウドの引継等の手続きについて確認した上で、運用・保守事業者へのクラウドの引継に遺漏が無いよう、クラウドサービスプロバイダとの契約内容や引継手順等を整備しておくこと。
- ・ 引継結果については、運用引継結果報告書及び保守引継結果報告書に取りまとめること。

(キ) ODB 登録用シートの提出

受託者は、次に掲げる事項について記載した政府情報システム管理データベース（以下「ODB」という。）登録用シートを、設計・開発実施計画書において定める時期に提出すること。なお、提出する ODB 登録シートについては、設計・開発実施計画書の策定時に厚生労働省と協議の上、決定する。

① 開発規模の管理

情報システムの開発規模（工数、ファンクションポイント等）の計画値及び実績値

② ハードウェアの管理

情報システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類契約形態、保守期限等

③ ソフトウェアの管理

情報システムを構成するソフトウェア製品の名称（エディションを含む。）、バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等

④ 回線の管理

情報システムを構成する回線の回線種別、回線サービス名、事業者名、使用期間、ネットワーク帯域等

⑤ 外部サービスの管理

情報システムを構成するクラウドコンピューティングサービス等の外部サービスの外部サービス利用形態、使用期間等

⑥ 施設の管理

情報システムを構成するハードウェア等が設置され、又は情報システムの運用業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等

⑦ 公開ドメインの管理

情報システムが利用する公開ドメインの名称、DNS 名、有効期限等

⑧ 取扱情報の管理

情報システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等

⑨ 情報セキュリティ要件の管理

情報システムの情報セキュリティ要件

⑩ 指標の管理

情報システムの運用及び保守の間、把握すべき KPI 名、KPI の分類、計画値等の案

ウ ODB 登録用シートの提出に係るその他の作業の内容

(ア) 受託者は、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン別紙 2

情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳を記載した ODB 登録用シートを契約締結後速やかに提出すること。

(イ) 受託者は、厚生労働省から求められた場合は、スケジュールや工数等の計画値及び実績値について記載した ODB 登録用シートを提出すること。

エ 情報セキュリティ対策手順書の作成支援

受託者は、厚生労働省が「情報セキュリティ対策手順書」を作成するに当たって、必要な情報提供等の支援を行うこと。

(2) 成果物の範囲、納品期日等

ア 成果物

受託者は、別紙 4 の「成果物一覧」に掲げる成果物を、それぞれ指定する期日までに納品すること。

イ 納品方法

(ア) 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても英字で表記されることが一般的な文言についてはそのまま記載しても構わないものとする。

(イ) 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣令第 16 号内閣官房長官依命通知）」に準拠すること。

(ウ) 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本工業規格（JIS）の規定に準拠すること。

(エ) 受託者は、指定のドキュメントを原則電磁的記録媒体（CD-R 等）及び紙媒体により納品すること。ただし、ソフトウェア、ソースコード等は電磁的記録媒体（CD-R 等）のみとする。紙媒体での納品物量が多量になる等の場合は、別途厚生労働省と受託者で協議の上決定すること。

(オ) 紙媒体のサイズは、日本工業規格 A 列 4 番を原則とする。図表については、必要に応じて A 列 3 番を使用することができる。また、バージョンアップ時等に差替えが可能なようにバイнда方式とする。

(カ) 電磁的記録媒体に保存する形式は MicrosoftWord2016、同 Excel2016、同 PowerPoint2016 で読み込み可能な形式及び PDF 形式とすること。ただし、厚生労働省が他の形式による提出を求めた場合は、これに応じること。なお、受託者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。

(キ) 納品したドキュメントに修正等があった場合は、紙については、それまでの変更内容を表示するとともに変更履歴と修正ページ、電磁的記録媒体については、それまでの変更内容及び修正後の全編を速やかに提出すること。

(ク) 電磁的記録媒体及び紙媒体は、2 部納品すること。

(ケ) 納品後、厚生労働省において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。また、PDF 形式で納品する場合についても、厚生労働省において改



- 変が可能となるよう、MicrosoftWord等の元データを併せて納品すること。
- (コ) 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、厚生労働省の承認を得ること。
  - (サ) 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
  - (シ) 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。
  - (ス) 成果物の作成及び納品に当たり、内容、構成等について厚生労働省が指摘した場合には、指摘事項に対応すること。
  - (セ) 納品に当たっては、現存するドキュメント等を変更する必要がある場合はそれらを修正することとし、修正点が分かるように表記すること。
  - (ソ) 報告書、計画書等の成果物の記載様式については、記載様式案を厚生労働省に提示すること。厚生労働省は、案について受託者と協議の上決定する。

#### ウ 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、厚生労働省が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒100 - 8916

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

厚生労働省職業安定局総務課

首席職業指導官室中央職業指導官

TEL 03-5253-1111 (内線 : 5670)

## 4 満たすべき要件に関する事項

本調達の実施に当たっては、別紙5「要件定義書」の各要件を満たすこと。

## 5 作業の実施体制・方法に関する事項

### (1) 作業実施体制

受託者は、本業務に係る要員の役割分担、責任分担、体制図等を設計・開発実施計画の一部として策定し、厚生労働省に報告するとともに、承認を得ること。また、受託者は、必要な要員の調達を遅滞なく実施し、要員を確定すること。

### (2) 管理体制

ア 委託事業の実施に当たり、厚生労働省の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証

- 体制が書類等で確認できること。
- イ 本システムに厚生労働省の意図しない変更が行われる等の不正が見つかった時（不正が行われていると疑わしい時も含む）に、追跡調査や立入検査等、厚生労働省と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。
- ウ 当該管理体制を確認する際の参照情報として、資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。

(3) 関係者・関連事業者との役割分担

本サイトの関係者・関連事業者と受託者との関係を図5-1「体制図」に示し、それぞれの主な役割を表5-1「関係部局」、表5-2「関連事業者」に示す。受託者及び関連事業者の主な役割分担については、別紙6「作業分担表」を参照すること。本調達において、関係者・関連事業者への作業等の依頼及び調整が発生した場合、受託者の責任と負担で実施すること。依頼及び調整が複数者に渡る場合は、受託者が主体的に全体の取りまとめを実施すること。

図 5-1 体制図

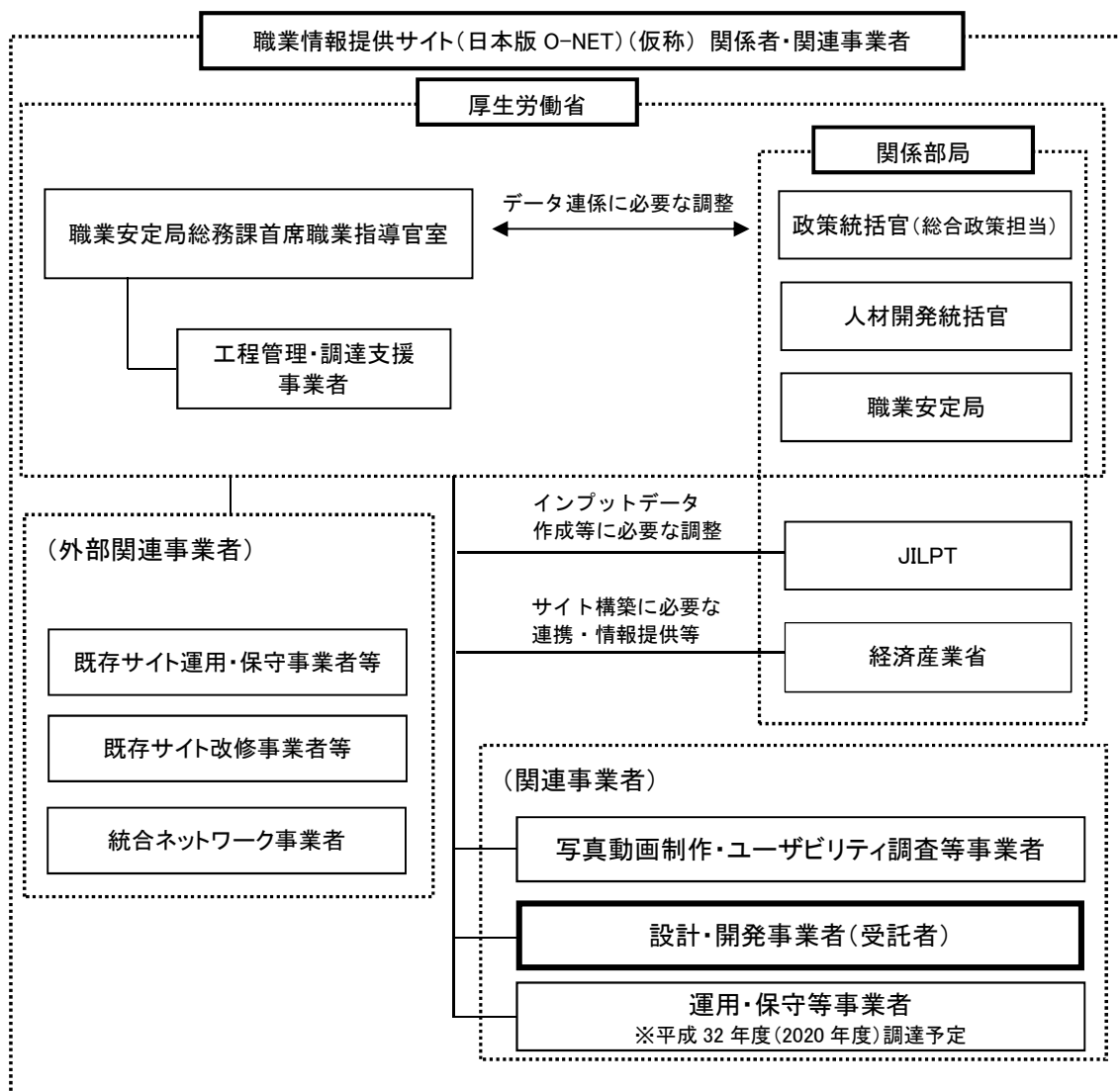


表 5-1 関係部局

組織又は要員	主な役割
政策統括官 (総合政策担当)	・ 職場情報総合サイトの各種方針の策定等の取りまとめを行う。
職業安定局	・ 職場情報総合サイト、ハローワークインターネットサービスにおいて、サイトの運用を行う。
人材開発統括官	・ ジョブ・カード制度総合サイト、ハローワークインターネットサービスにおいて、サイトの運用を行う。
JILPT	・ 本業務のインプットデータとなる職業情報データベースを構築する。 ・ 本サイト構築に必要な調整を行う。
経済産業省	・ 本サイト構築に必要な連携・情報提供を行う。

表 5-2 関連事業者

組織又は要員	主な役割
既存サイト運用・保守事業者等	・本サイトと連係する既存サイトの運用・保守等を行う。
既存サイト改修事業者等	・本サイトと連係する既存サイトの改修等を行う。
統合ネットワーク事業者	・統合ネットワークの運用・保守を行う。
写真動画制作・ユーザビリティ調査等事業者	・本サイトに掲載する写真・動画を作成する。 ・本サイトのプロモーション・パブリシティ（モックアップを活用したユーザテストを含む）を行う。 ・本サイトの愛称及び URL を決定する。
工程管理・調達支援事業者	・本サイトの設計・開発に係る工程管理と平成 32 年度（2020 年度）の運用・保守等の調達に係る支援を行う。
運用・保守事業者	・本サイトの運用・保守を実施し、必要に応じて、関係部局・関連事業者に対して依頼、調整等を行う。（平成 32 年度（2020 年度）予算要求・調達予定）

(4) 作業要員に求める資格等の要件

ア 受託者における遂行責任者及びチームリーダーは、WEB サービス（構築期間 10 か月以上）の設計・開発の遂行責任者としての経験を有すること。

イ 受託者における遂行責任者は、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年 5 月 22 日法律第 90 号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者、技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））又はプロジェクトマネジメント協会（PMI）の認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格を有すること。

ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、厚生労働省の理解を得ること。）。

ウ チームリーダーは、情報システムの設計・開発又はシステム基盤導入の経験年数を 5 年以上又は同等の実績を有すること。チームリーダーは、各チームに専任とすることが望ましいが、複数のチームを兼任することも可とする。

エ チームリーダーは、以下のいずれかであること。

- ・ 情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者。

- ・ 技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者）の資格を有する者。
  - ・ 「ITスキル標準 V3 2011」（平成 24 年 3 月 26 日独立行政法人 情報処理推進機構）における「プロジェクトマネジメント」のいずれかの専門分野で達成度指標及びスキル熟達度ともにレベル 4 以上に相当する知識・経験を有する者。
- オ チームリーダーは WEB サービスの設計・開発の経験年数を 5 年以上又は同等の実績を有すること。また、クラウドサービスを利用した WEB サイト構築等を実施する担当者は、本調達と同規模程度のクラウド環境構築経験年数を 5 年以上又は同等の実績を有すること。
- カ 担当者には、情報システムの設計・開発等の情報処理業務の経験年数が 5 年以上の者又は同等の実績を有する者を 1 名以上配置すること。
- キ 担当者には、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、次に掲げる試験区分の合格者を 1 名以上必要な人数含むこと。なお、同一人が全ての試験区分に合格していることを求めるものではない。
- ・ システムアーキテクト試験
  - ・ データベーススペシャリスト試験
- ク 担当者には、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年 5 月 22 日法律第 90 号）第 15 条の規定に基づく情報処理安全確保支援士の登録を受けている者又は同等の資格を有する者を含むこと。
- ケ 受託者における遂行責任者又はチームリーダーは、厚生労働省に対する作業全体の進捗状況等の報告会議等への 8 割以上の出席を義務づけるものとする。対面報告は月 2 回程度実施し、メール等を使用した対面以外の報告は、毎週又は隔週単位で実施すること。なお、問題や課題が発生した場合はこの限りではない。
- コ 人事異動や病気等により当初予定していた遂行責任者、チームリーダー及び上記カ～クに該当する担当者が本業務を執行できない状況が発生した場合は、厚生労働省の承認を得た上で、同等の経験・資格・実績を保有する要員を配置すること。

(5) 作業場所

- ア 本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品、消耗品、什器等については、受託者の責任において必要数量を用意すること。また、事前に厚生労働省と協議の上、必要に応じて厚生労働省による現地確認を実施した上で、許可を受けた場所で作業を実施すること。なお、必要に応じて厚生労働省が現地確認を実施することができるものとする。
- イ 厚生労働省内での作業は、必要な規定の手続を実施し承認を得ること。

(6) 作業の管理に関する要領

受託者は、厚生労働省が承認した設計・開発実施計画書等に基づき、設計・開発業務に係る進捗管理、品質管理、課題管理、変更管理、リスク管理、文書管理、情報セキュリティ管理、コミュニケーション管理、障害管理、構成管理、本番環境及び開発・保守環境管理並びに体制管理を行うこと。

## 6 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

受託者は、作業を実施するに当たり、機密保持や資料の取扱いに際し、以下を遵守すること。

ア 受託者は、受託業務の実施の過程で厚生労働省が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ)、他の受託者が提示及び作成した情報を、本受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

イ 受託者は、本受託業務を実施するに当たり、厚生労働省から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

- ・ 複製はしないこと。
- ・ 用務に必要ななくなり次第、速やかに厚生労働省に返却すること。
- ・ 受託業務完了後、上記アに記載される情報を削除又は返却し、受託者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を厚生労働省へ提出すること。

ウ 機密保持及び資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、厚生労働省が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。

(2) 遵守する法令等

ア 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」の最新版を遵守すること。なお、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」は非公表であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠しているため、必要に応じ参照すること。「厚生労働省情報セキュリティポリシー」の開示については、契約締結後、受託者が担当職員に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。

イ 受託業務の実施において、現行情報システムの設計書等を参照する必要がある場合は、作業方法等について厚生労働省の指示に従い、秘密保持契約を締結する等した上で、作業すること。作業場所は、厚生労働省庁舎内とすること。

ウ 受託者は、受注業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

### (3) 情報セキュリティ管理

受託者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、その実施内容及び管理体制についてまとめた情報セキュリティ管理計画書を提出すること。

- ア 厚生労働省から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- イ 本業務の実施に当たり、受託者又はその従業員、本調達の役務の内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる不正な変更が情報システムのハードウェアやソフトウェア等に加えられないための管理体制が整備されていること。
- ウ 受託者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- エ 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- オ 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、厚生労働省へ報告すること。
- カ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、厚生労働省の承認を受けた上で実施すること。
- キ 厚生労働省が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。
- ク 本調達の役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように情報セキュリティ管理計画書に記載された措置の実施を担保すること。
- ケ 厚生労働省から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこと。
- コ 受託者は、情報セキュリティ対策の履行状況について、情報セキュリティ管理報告書を月次で提示すること。
- サ 厚生労働省から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。
- シ 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに厚生労働省に報告すること。

## 7 成果物の取扱いに関する事項

### (1) 知的財産権の帰属

- ア 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て厚生労働省に帰属するものとする。
- イ 厚生労働省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製

し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により厚生労働省がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

ウ 本調達プログラムに関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、厚生労働省から受託者に対価が完済されたとき受託者から厚生労働省に移転するものとする。

エ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に厚生労働省の承認を得ることとし、厚生労働省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

オ 受託者は厚生労働省に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

## （２） 瑕疵担保責任

ア 受託者は、本調達について検収を行った日を起算日として 1 年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵があることが判明した場合には、その瑕疵が厚生労働省の指示によって生じた場合を除き（ただし、受託者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受託者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に厚生労働省の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても厚生労働省の承認を受けること。

イ 前項の瑕疵担保期間経過後であっても、成果物等の瑕疵が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合は、本調達について検収を行った日を起算日として 2 年間はその責任を負うものとする。

ウ 厚生労働省は、前各項の場合において、瑕疵の修正等に代えて、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、瑕疵を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。



### (3) 検収

- ア 納品完了後、厚生労働省による検査を行う。受託者は、厚生労働省の指示があった場合は検査に立ち会うこと。また、厚生労働省が検査を行うために必要な文書について、厚生労働省に提出し、承認を得ること。
- イ 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、厚生労働省が指定した日時までに修正が反映された全ての成果物を納品すること。
- ウ 3(2)ア「成果物」以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態に保っておくこと。

## 8 入札参加資格に関する事項

### (1) 入札参加要件

#### ア 公的な資格や認証等の取得

本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、品質管理体制について、「ISO9001:2008 又は ISO9001:2015」の認証、若しくは組織としての能力成熟度について「CMMI 成熟度レベル 3 以上」を達成していること、又はこれらと同等の認証等を受けていること。

また、以下の①又は②の少なくとも一つを満たすこと。

- ① 本入札の実施予定の組織・部門が、ISO/IEC27001 認証、JISQ27001 認証のいずれかを取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティ管理システムを有していること。
- ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会の指定機関によるプライバシーマークの認定を受けている、若しくはこれと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを有していること。

#### イ 業務システム知識

政策等を含む本業務に関する事前理解とともに、WEB マーケティングの手法を用いた WEB サイトの構築及びクラウドサービスを用いた設計開発の基礎知識及びスパイラル型／アジャイル型の設計・開発手法に関する基礎知識を有していること。本業務に着手するまでに自己の負担においてこれらの知識を習得することができること。

また、別紙7「閲覧資料一覧」に示す資料を指定期間内に閲覧すること。

#### ウ 受託実績

本調達における要件と同程度又はそれ以上の規模の情報システムに係る設計、開発及び導入を行った実績を過去5年以内に有すること。

#### エ 複数事業者による共同提案

複数の事業者が共同提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、当該代表者が本調達に対する入札を行

うこと。

共同提案を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の瑕疵担保責任に関しても協定の内容に含めること。

共同提案を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同提案への参加を行っていないこと。

共同提案を構成する全ての事業者は、全ての応札条件を満たすこと。

## (2) 履行可能性審査に関する要件

6(3)に基づいた情報セキュリティ管理計画書(案)を作成し提出すること。また、情報セキュリティ管理計画書(案)は本業務で取扱う情報等の特性を十分に踏まえて作成したものであること。なお、提出された情報セキュリティ管理計画書(案)において履行可能性を認めることができないと厚生労働省が判断した場合は、入札に参加することはできない。

## (3) 入札制限

### ア 本調達に関連する調達の受託者に関する入札制限

情報システムの調達の公平性を確保するため、応札者(参加表明業者)は、以下に挙げる事業者並びにこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。

(ア)「平成29年度厚生労働省全体管理組織(PMO)の支援業務一式」の受託者

(イ)「平成30~32年度厚生労働省全体管理組織(PMO)の支援【調達支援等】一式」の受託者

(ウ)「職業情報提供サイト(日本版O-NET)(仮称)」に係る調達支援業務及び工程管理支援業務一式」の受注事業者

(エ)「職業情報提供サイト(日本版O-NET)(仮称)」に係る写真動画制作・ユーザビリティ調査等業務一式」の受注事業者

## 9 再委託に関する事項

### (1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

受託者は、受注業務の全部又は受注業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託することはできない。また、本事業の契約金額に占める再委託契約金額は、原則2分の1未満とすること。

受託者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本調達仕様書が定める受託者の債務を、再委託先事業者も負うよう必要な処置を実施すること。

また、再委託先事業者の対応について最終的な責任を受託者が負うこと。

## （２） 承認手続

受託者は、受注業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を厚生労働省に提出し、承認を受けること。なお、再委託の相手方は「８（３）入札制限」の対象となる事業者でないこと。当該申請内容に変更が生じた場合は「再委託に係る変更承認申請書」を提出すること。

再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した「履行体制図」を厚生労働省に提出すること。

## 10 その他特記事項

### （１） 前提条件及び制約条件

本調達落札後に調達仕様書（別紙５「要件定義書」を含む。）の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって厚生労働省に申し入れを行うこと。

### （２） 環境への配慮

ア 調達に係る成果物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。

イ 導入する機器がある場合については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

ウ 受託者は、政府の電力需給対策を踏まえた作業環境や作業手順等を検討し、厚生労働省の承認を得た上で実施すること。

### （３） その他

ア 厚生労働省全体管理組織（PMO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官が担当課室に対して指導、助言等を行った場合には、受託者もその方針に従うこと。

イ 受託者は、電子行政推進に係る政府の各種施策・方針等（今後出されるものを含む）に従うこと。

ウ 本調達に関する監査等が実施される場合、受託者は、技術支援及び情報提供を行うこと。

- エ 受託者は、厚生労働省が受託者の作業状況を確認する旨申し出たときは、定期・不定期にかかわらず、これを受け入れ、厚生労働省による作業状況確認作業に協力すること。
- オ 作業状況確認等のために、厚生労働省から、受託者作業場所への立ち入りの申入れがあった場合は、速やかに対応すること。

## 1.1 附属文書

- (1) 要件定義書  
別紙5「要件定義書」を参照すること。
- (2) 参考資料  
本調達における参考資料はない。
- (3) 事業者が閲覧できる資料一覧表  
別紙7「閲覧資料一覧」に示す資料の閲覧を希望することができる。
- (4) 閲覧要領  
資料の閲覧を希望する場合は、守秘義務に関する誓約書を提出の上、厚生労働省が定める期間、場所、方法において閲覧を許可する。  
なお、閲覧可能としている資料については、いずれの資料も提供は不可であり、複写及び撮影等は禁止する。
- (5) 契約締結後に開示する資料  
契約締結後に開示する資料は以下のとおり。  
・厚生労働省情報セキュリティポリシー